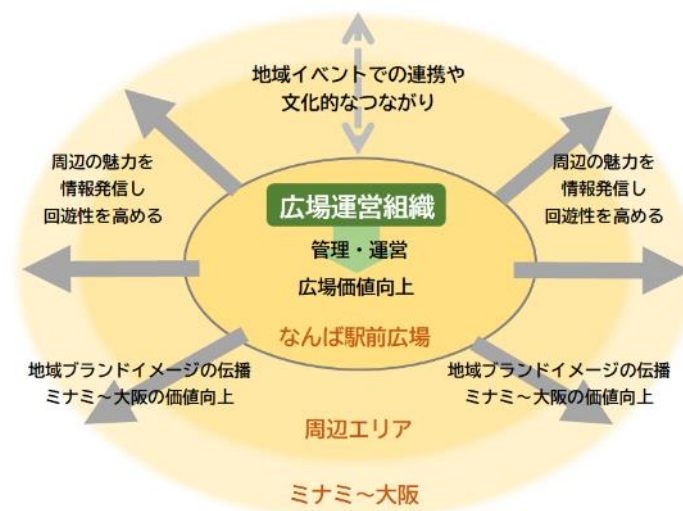
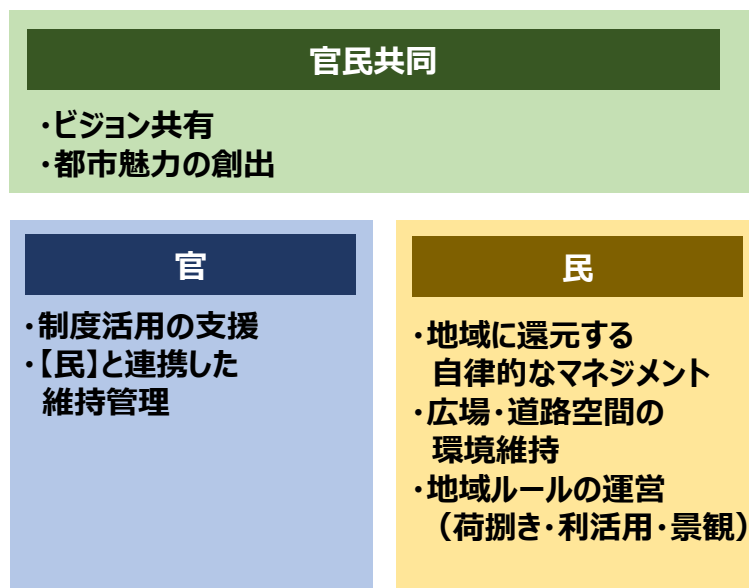


5. 持続的な維持管理・運営に向けて

基本的な考え方

- 再編後の道路空間が持続的に維持・運営され発展していくためには、自律的に地域の課題に向き合って活動する主体と、それを支援する行政組織がビジョンを共有しながら、適切に役割分担を行うことが必要であり、なんば駅前広場では、道路法や都市再生特別措置法の制度を活用しながら、民間のエリアマネジメント組織が担い手となる管理・運営をめざします。
- 既成市街地での活動となるため、地域・企業や既存のまちづくり団体と連携を図りながら、協働や参画の輪を拡げていくエリアマネジメントの展開が望めます。
- エリアマネジメントでは、広場・道路空間の環境維持を土台に、情報発信やにぎわい創出などの広場の価値向上への取り組みを通して、周辺エリアやミナミ・大阪への貢献や効果の波及をめざします。



5. 持続的な維持管理・運営に向けて

(1) 諸制度の活用

①「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり～ウォーカブルなまちなかの形成～関係制度

- ・事業の推進に当たっては、2020(R2)年度に国土交通省において創設された「まちなかウォーカブル推進事業」を活用し、大阪市都市再生整備計画「なんば駅周辺地区」に、整備範囲を含む区域を「滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）」として設定します。

②道路法の制度

- ・本事業では隣接する御堂筋と同様に空間再編を進め、広場及び周辺道路を歩行者中心のにぎわいや滞在の機能を含む空間に再編します。このため、道路空間の利活用に当たって適用する道路占用特例の制度としては、御堂筋と同様に、2020(R2)年度に創設された「歩行者利便増進道路（ほこみち）」制度の適用を検討します。
- ・「ほこみち」の道路指定については、広場を基本に歩行者空間化を行う範囲を想定し、今後利便増進誘導区域の指定範囲について、関係者と協議を行い、通行空間の必要幅員などの検討を行います。
- ・自発的に道路の維持、道路交通環境の向上に関するものを行う民間団体を支援する制度として、「道路協力団体」制度があります。道路協力団体は、活動から得られた収益を業務に充てることができます。本事業においても、収益を道路環境の維持・向上に還元を図るスキームを想定していることから、道路協力団体制度の適用についても検討を行います。

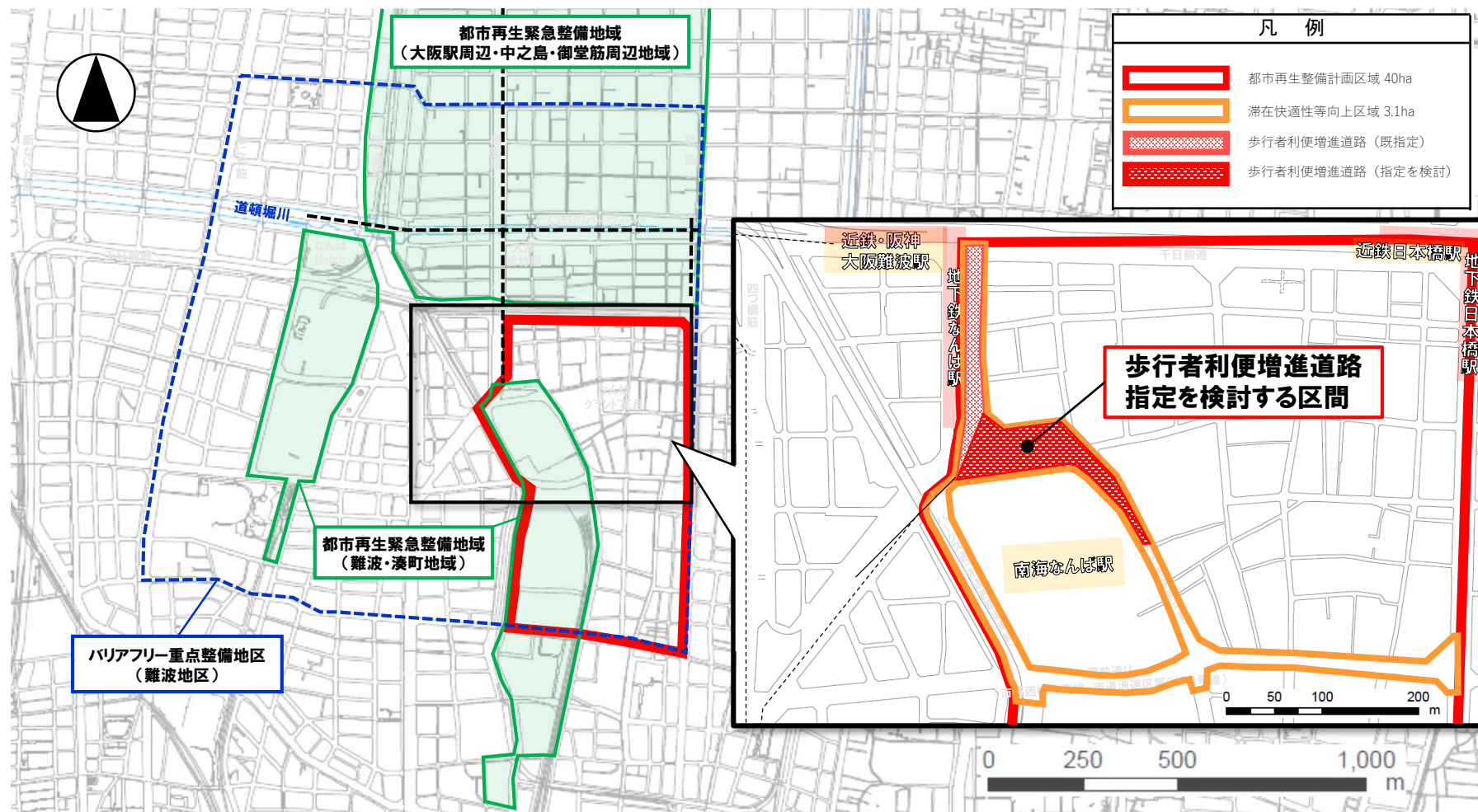
③都市再生特別措置法の制度

- ・道路空間の利活用に当たっては、市町村や民間デベロッパー等では十分に果たすことができないエリアマネジメントの展開が期待されます。このため、都市再生特別措置法に基づき、優良なまちづくり・エリアマネジメント団体に公的な位置づけを与える都市再生推進法人制度についても、必要に応じて活用を図ります。
- ・道路占用の特例制度としては、都市再生特別措置法に基づき特例道路占用区域を指定する手法も考えられるため、道路法の制度との適性や適用範囲の分担を見極めながら、並行して制度の活用を検討します。

5. 持続的な維持管理・運営に向けて

(1) 諸制度の活用

空間再編範囲を滞在快適性等向上区域（まちなかウォークアブル区域）として設定し、「ほこみち」道路指定も検討します。

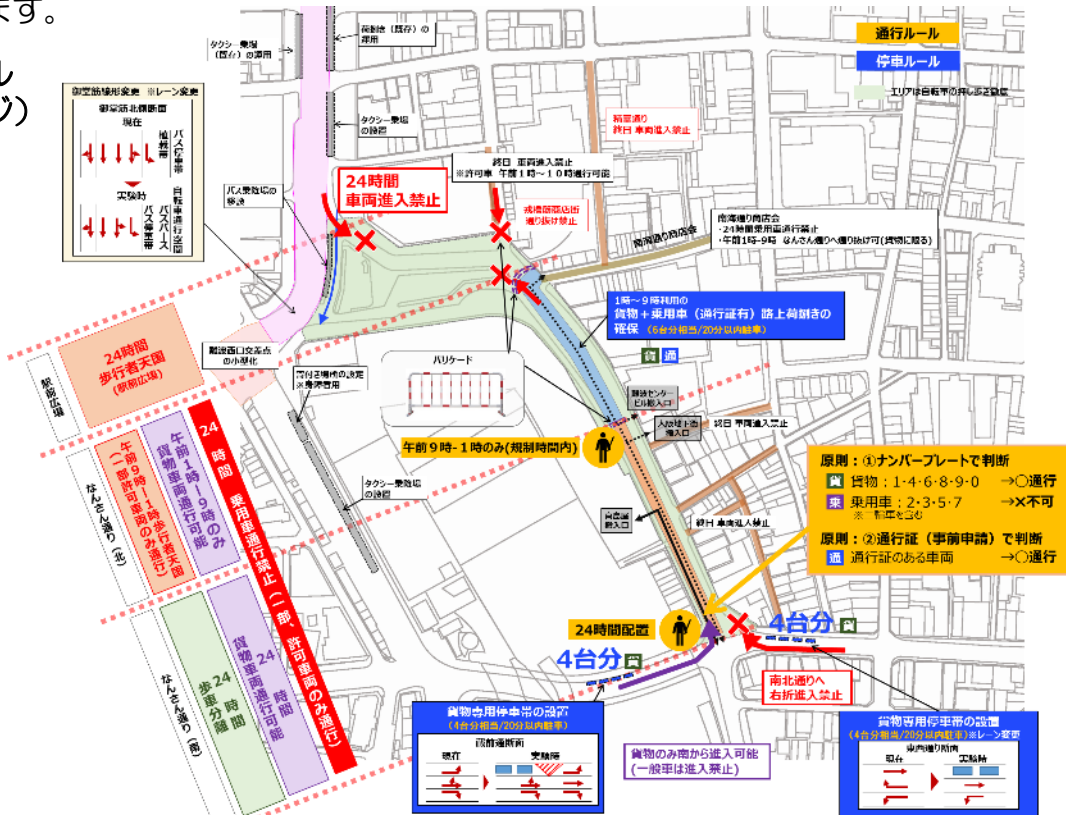


※都市再生特別措置法による特例道路占用区域については、必要に応じて検討

(2) 荷捌きなど交通ルールへの運用

- ・ 貨物車両のみ通行可能となるなんさん通り南北区間では、交通規制を前提とした道路の利用が定着するまでの間は、規制時間や許可車両の取扱いなど、荷捌きに関する沿道利用者の交通ルールの遵守が必要となります。
- ・ なんば駅前広場では、エリアマネジメント組織による自主的なルールの運用をめざします。交通規制を前提として、周辺の地域団体や沿道の企業・店舗などと連携を図りながら、実態に即した荷捌きルールを構築する役割が期待されます。
- ・ 特に、一般車のなんさん通り南北区間への進入が禁止となる難波中2交差点における許可車両の確認とともに、荷捌き用に設ける貨物専用停車帯では円滑な路上荷捌きを促すなど、道路利用の秩序と交通安全性を確保するための交通ルールの運用の実現をめざします。

■荷捌きルール (※イメージ)



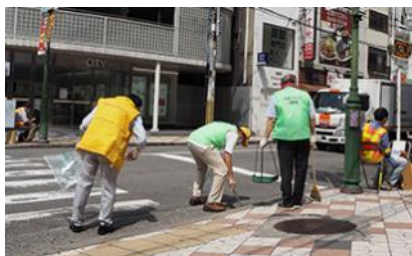
※令和3年の社会実験時の荷捌きルールをイメージとして記載しております。今後関係機関との協議により変更となる可能性があります。

5. 持続的な維持管理・運営に向けて

(3) 地域環境保全の取組

- なんば駅前広場の管理・運営では、広場・道路空間が憩いの場となり快適な歩行者空間として環境が維持できるよう、清掃や駐輪対策について、行政との連携のもと対応が図られることが望まれます。
- これまで地域団体の尽力と行政との連携により、周辺では清掃や違法駐輪抑制のマナー啓発などの活動が行われてきました。こうした取組みを、エリアマネジメント組織を中心にして、継続しながらより発展していくことが望まれます。
- 特に駐輪対策について、社会実験においても駅前広場やなんさん通り、パークス通りに多くの放置自転車が見受けられたため、エリアマネジメント組織によるマナー啓発や自転車駐車場の設置・運営などの実現をめざします。

■ 清掃活動



■ 放置自転車の撤去と連携した啓発活動



■ 防犯パトロール

